

関係各位

総務部契約検査課長

建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用に関する評価基準について（通知）
このことについて、下記のとおり実施することとしたのでお知らせいたします。

記

1 対象工事

令和 8 年 5 月 2 2 日以降に着手する豊川市が発注する全ての工事（工事成績評定のない工事は除く）。ただし、それ以前に契約した工事についても、受発注者の協議により、本基準を適用できるものとする。

2 評価基準

受注者が、①から⑤までの評価基準を全て達成した場合、工事成績評定表の「5. 創意工夫」－「その他」において事例に「建設キャリアアップシステムの活用」と記載して評価し 0.4 点加点とする。なお、条件を満たさない場合であっても、工事成績の減点は行わない。

評価対象項目	判断基準
①事業者登録	元請のみ（下請の登録は求めない）
②CCUS活用の申し出	工事着手までに工事打合簿又は施工計画書により提出
③技能者登録	1名以上
④現場登録（管理者ID（現場管理者）登録）	当該現場の登録
⑤現場へのカードリーダー設置、利用	利用状況が確認できること（利用回数は問わない）

※①、③は工事着手前に登録済みの場合も、基準を満たしているものとする。

3 実施状況の確認方法

受注者は、工事完成時にCCUS活用状況を確認できる資料を発注者に提示する。

※提示方法は問わない（紙、データ）

評価対象項目	確認できる書類の例
事業者登録	就業履歴一覧（月別カレンダー）等
技能者登録	
管理者ID（現場管理者）登録	現場・契約情報等
カードリーダーの設置、利用	就業履歴一覧（月別カレンダー）等

4 その他

CCUSに係る費用（登録、機器設置費用、現場利用料等）の積み上げ計上は行わない。

【用語の定義】

下 請 … 建設業法第 2 条第 5 項に規定する下請負人

技 能 者 … 元請事業者及び下請事業者の現場従事者
事 業 者 登 録 … CCUSに事業者を登録すること
技 能 者 登 録 … CCUSに技能者を登録すること
管理者ID（現場管理者）登録… 元請事業者がCCUSに現場管理者を登録すること
カードリーダー … CCUSに対応したICカードリーダー

(連絡先)

担 当 総務部契約検査課検査係
電 話 0533-89-2178 (内線 1715)
F A X 0533-89-2163